

令和5年度 鯖江市小中学校生活指導（校外生活）のきまり

〈 児童生徒のみなさんへ 〉

このきまりは、鯖江市の児童生徒が節度ある生活、健全な生活をするために決められたものです。
細部については各学校のきまりを守りましょう。

〈 保護者の皆様へ 〉

わが子だけではなく、どの子も規則正しい生活の中で健やかに成長できるように、あたたかく、
ときにはきびしく指導してください。

外出に関して	外出時間		4月～9月	10月～3月 (春休み含む)	※ 納涼祭等行事 午後9時
		小学校	午後6時	午後5時	
		中学校	午後7時	午後6時	
	他市町への外出 飲食店・映画館	小学校	保護者がその場と一緒にいる場合は認めます。		
		中学校	保護者の許可があれば認めます。 (保護者が、行き先・用件・帰宅時間を把握していること。)		
	交友間の宿泊		認めません。		
	ゲームコーナー (カードゲームコーナーを含む) ボウリング場 カラオケボックス バッティングセンター ビリヤード店 インターネットカフェ 喫茶店		保護者がその場と一緒にいる場合は認めます。		
ゲームセンター パチンコ店		認めません。			
その他	〈 頭髪について 〉 ○ 小学生・中学生らしい髪型とし、パーマ・染色・脱色することは認めません。				
	〈 情報メディアについて 〉 ○ 有害図書、および残虐な内容の動画・DVD等を視聴してはいけません。				
	〈 インターネットについて 〉 ○ パソコン・スマートフォン・携帯電話の使い方を誤ると、非行につながったり、犯罪に巻き込まれたりするので、気をつけましょう。 ○ 自分や周囲の人の身を守るため、インターネット上に画像・動画を掲載することはやめましょう。				
	〈 保護者の皆様へ 〉 ○ パソコン・スマートフォン・携帯電話には「フィルタリングソフト」を入れて、インターネット上の有害サイトから子どもを守ってください。				
	〈 感染症対策 〉 ○ 感染状況を踏まえ、県民行動指針や新しい生活様式に配慮した行動をとりましょう。				